

定 款

一般社団法人 ことのは

一般社団法人ことのは 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ことのはと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市泉区上飯田町2513番地に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日常生活を送るうえで支援を必要とされる要介護者、認知症の人、障害児・者、がん患者等の終末期の人及び各々のご家族（以下、「ご利用者」という。）に対して、社会福祉法及び関係法を遵守し、ご利用者が望まれる日常生活の支援を人権尊重の理念に基づき行う。また、ご利用者を支える地域包括ケアシステムの担い手である人材（外国籍の方を含む）及び団体等関係機関に対して教育、研修等を行い、さらに団体等関係機関が連携、協働ができる仕組みの中核を担い、広く地域社会構築と公益の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 2) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 4) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 5) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- 6) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 7) 老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置及び運営
- 8) 在宅ホスピス支援センター事業
- 9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

- 10) 障害者総合支援法に基づく一般相談事業
- 11) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- 12) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 13) 子育て支援に関する事業
- 14) 要介護者等の輸送サービス、移動介護、介護・福祉タクシー事業
- 15) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
- 16) 外国籍介護労働者受入れ機関に対する相談事業
- 17) 外国籍技能実習生の受入及び相談事業
- 18) 目的を同じにする団体等との連絡・調整
- 19) 社会福祉に関する情報収集・啓発及び情報提供事業
- 20) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告の方法による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- 1) 本定款その他の規則に違反したとき
- 2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- 4) 1年以上会費を滞納したとき
- 5) 除名されたとき
- 6) 総正会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、全て正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第22条 当法人に次の役員を置く。

1) 理事 3名以上10名以内

2) 監事 2名

2 理事のうちから代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必

要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総員の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第24条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(解任)

第27条 理事は社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人は、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) 当法人の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 1) 事業報告及びその付属明細書
 - 2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書
- 2 事業報告は、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
 - 3 貸借対照表及び損益計算書は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前社員総会の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(余剰金の分配)

第39条 当法人は、余剰金の分配はしないものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は次の事由によって解散する。

- 1) 社員総会の特別決議
- 2) 会員が欠けたこと
- 3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- 4) 破産手続き開始の決定
- 5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る）に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第44条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 石井 久夫

設立時理事 伊東 宏信

設立時理事	白石 和代
設立時理事	田久保 静代
設立時理事	中島 良
設立時理事	宮原 学
設立時代表理事	宮原 学
設立時監事	坂本 清則
設立時監事	戸島 喜久郎

(設立時の正会員の氏名及び住所)

第45条 当法人設立時の正会員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
石井 久夫	神奈川県横浜市
石井 久光	神奈川県横浜市
白石 和代	神奈川県横浜市
中島 悠貴	神奈川県横浜市
中島 良	神奈川県横浜市
宮原 学	神奈川県横浜市

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ことのはの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年5月13日

設立時社員 石井 久夫

設立時社員 石井 久光

設立時社員 白石 和代

設立時社員 中島 悠貴

設立時社員 中島 良

設立時社員 宮原 学